

事前評価票【No.11】

|                       |   |                        |                                   |
|-----------------------|---|------------------------|-----------------------------------|
| <p>施策等名</p>           | <p>測量法の一部を改正する法律案</p>   | <p>担当課<br/>(担当課長名)</p> | <p>国土地理院総務部<br/>(政策調整室長 小島高武)</p> |
| <p>施策等の概要</p>         | <p>測量において得られた成果の活用を一層促進するため、地図等の基本測量の測量成果を電磁的方法により提供する制度の創設、測量成果の複製又は使用に係る規制の合理化等の措置を講ずる。</p>   |                        |                                   |
| <p>施策等の目的</p>         | <p>地図等の基本測量の測量成果をより迅速・簡便に提供することにより、その活用を一層促進させる。</p>  |                        |                                   |
| <p>政策目標</p>           | <p>27) IT革命の推進</p>  |                        |                                   |
| <p>業績指標</p>           | <p>-</p>  |                        |                                   |
| <p>業績指標の目標値(目標年次)</p> | <p>-</p>  |                        |                                   |
| <p>施策等の必要性</p>        | <p>目標と現状のギャップ</p> <p>近年のデジタル技術の発達により地図等についても電子データによる利用が広まりつつあり、また、インターネットの普及により、電子データによる地図等の提供、流通、利用についても新しい方法が生み出されている。しかしながら、デジタル化、ネットワーク化に測量法の諸制度が十分対応できていない点があり、流通を促進するための環境整備は未だ十分なものとはなっていない。</p> <p>原因分析</p> <p>(1) 現行法では、国土交通大臣に課された地図等の提供の義務が「刊行」に限られており、インターネットにより地図等を提供することを前提とした規定になっていない。</p> <p>(2) 現行法では、測量成果を複製しようとするときには目的によらず国土地理院の長又は測量計画機関の長の承認を得なければならないこととしているが、複製が測量目的以外の内部利用に限られる場合など国土地理院の長がその複製の正確さを確認する必要性が低いものもある。また、紙地図を念頭に置いていた規制であるため、近年普及してきたGISソフトやハンディナビの背景図などの新しい使用形態に即した対応が十分できていない。</p> <p>(3) 現行法では、国土地理院及び各測量計画機関が作成した測量成果である地図等を複製・使用承認により利用しようとした場合、各々の作成主体に対して承認申請の手続を行わなければならない、利用者の利便性が十分に確保されていない。</p> <p>(4) 現行法では、永久標識及び一時標識の設置状況を把握できる仕組みが担保されておらず、公共測量の適切な実施が行えないおそれがある。</p> <p>課題の特定</p> <p>上記問題点に対応するため、</p> <p>(1) 国土交通大臣が、測量成果である地図等を刊行のほか、インターネット</p> |                        |                                   |

|         |  |
|---------|--|
|         | <p>により提供することを義務付ける措置が必要。</p> <p>(2) 測量成果の複製に係る承認手続を合理化するため、承認を要する場合を限定し、営利目的の複製承認ができるようにする規制の緩和が必要。</p> <p>(3) 公共測量の測量成果について、インターネット上のワンストップサービスを行うことができるようにする措置が必要。</p> <p>(4) 永久標識又は一時標識の設置等の公表を行うことが必要。</p> <p>施策の具体的内容</p> <p>(1) 国土交通大臣が、測量成果である地図等を刊行のほか、インターネットにより提供することを義務付ける。</p> <p>(2) 基本測量及び公共測量の測量成果の複製について、国土地理院の長又は測量計画機関の承認を要する場合を、測量に使用するため、刊行を行うため、又はインターネット等により不特定多数の者に提供するために複製しようとする場合に限定する。また、これまで禁じていた営利目的の複製についても承認できるようにする。</p> <p>(3) 基本測量及び公共測量の測量成果である地図等に関する利用者の利便性を向上させるため、国土地理院がインターネット上に総合窓口を構築し、各機関から申請受理に関する事務の委託を受けることにより、これらの承認手続を1ヶ所で行うことができるようにする。</p> <p>(4) 基本測量及び公共測量において永久標識又は一時標識の設置、移転等をしたときは、基本測量により設置したものは国土地理院の長が、公共測量により設置したものは測量計画機関が、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならないこととする。また、公共測量において設置した永久標識を移転、撤去又は廃棄したときは、測量計画機関は国土地理院の長に通知しなければならないこととする。</p> |
| 社会的ニーズ  | <p>地図等の電子データが普及してきており、さまざまな利用形態への対応が求められている。</p>   |
| 行政の関与   | <p>測量成果が正確に複製されるものであるかを判断するためには、国土地理院又は測量計画機関による承認が必要である。</p>  |
| 国の関与    | <p>測量の重複の排除、測量の正確さを確保する観点から、国が法制度を整備・運用し、関係する行政機関と連携していく必要がある。</p>   |
| 施策等の効率性 | <p>&lt;効果&gt;</p> <p>これらの施策により、国土地理院による基本測量の測量成果である地図等がインターネット上で迅速に提供されるとともに、基本測量及び公共測量の測量成果である地図等の利用が円滑に行われ、また、複製・使用承認の手続をインターネット上でワンストップサービスで行うことができること、さらに、既存の公共測量の永久標識及び一時標識の利用が促進されることから、測量成果である地図等や永久標識等の利用の一層の促進が図られる効果が期待される。</p> <p>&lt;負担&gt;</p>  |

|            |  |
|------------|--|
|            | これらの施策により、行政及び民間分野において特段新たな負担は想定されない。  |
| 施策等の有効性    | 測量成果の複製承認に係る規制の合理化、測量標に関する情報の充実により、地図等が国民により迅速・簡便に提供され、その活用が一層図られる。  |
| その他特記すべき事項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)(平成18年3月閣議決定)においても同様の問題意識の提起がなされた。</li> <li>・測量行政懇談会の報告書「測量新時代に対応した測量行政のあるべき姿について」が平成19年3月に提出された。</li> <li>・政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている。</li> </ul> |